

非常変災時の措置について

梅雨の候、保護者の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、児童の安全確保に係る臨時休業等の措置について、下記の対応措置をとりますのでお知らせいたします。

＜学校が「臨時休業」になる場合＞

7:00の時点で、下記ア～オの状況等が発生した場合には、臨時休業とします。また、7:00を過ぎて始業時刻(8:30)までに、下記ア～オの状況等が発生した場合についても、臨時休業とします。

- ア 大阪市に「暴風警報」もしくは「暴風雪警報」または「特別警報」が発表された場合。
 - イ 生野区内で、河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、緊急の避難勧告または避難指示の発令があった場合。
 - ウ 大阪市内で、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合。
 - エ 気象庁から「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まつたと評価された場合」に発表される、『南海トラフ地震に関する情報(臨時)』が発表された場合。
 - オ 上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは学校施設の被害等教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、またはこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合。
-
- ※ ア・イについて、7:00～8:30の間に上記の警報や指示が解除になっても、その日は臨時休業になります。
 - ※ 登校後に、上記ア～オの状況になった場合は、保護者の方に「児童の引き取り」をお願いします。児童は、保護者の方が引き取りに来られるまで学校で待機させます。
 - ※ 臨時休業・児童の引き取りになった場合は、いきいき活動も中止になります。
 - ※ 臨時休業等の連絡や引き取りの依頼は、保護者メールや学校ホームページで行います。(施設や機器に被害があった場合、メールの配信やホームページの更新ができない可能性もあります。)

学校の電話 6741-6706